

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年12月1日(2016.12.1)

【公表番号】特表2016-505804(P2016-505804A)

【公表日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-012

【出願番号】特願2015-538145(P2015-538145)

【国際特許分類】

G 0 1 N	33/68	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)
A 6 1 P	37/04	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/10	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/711	(2006.01)
A 6 1 K	31/7105	(2006.01)
C 1 2 Q	1/02	(2006.01)

【F I】

G 0 1 N	33/68	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	48/00	
A 6 1 K	39/395	D
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 P	37/02	
A 6 1 P	37/04	
A 6 1 P	37/06	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	19/10	
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 K	31/711	
A 6 1 K	31/7105	
C 1 2 Q	1/02	

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

食餌療法を必要とする対象に、

第1の期間に第1の食事制限を施すための食事制限パッケージの製造方法において、前記第1の食事制限が、第1日に対象1ポンド当たり4.5～7キロカロリーおよび前記第1の食事制限の第2～第5日に1日当たり対象1ポンド当たり3～5キロカロリーを提供し、前記食事制限パッケージが、第1のセットを含み、当該第1のセットに、

第1日用に30g未満の糖、

第2～第5日用に20g未満の糖、

第1日用に28g未満のタンパク質、

第2～第5日用に18g未満のタンパク質、

第1日用に20～30グラムの一価不飽和脂肪、

第2～第5日用に10～15グラムの一価不飽和脂肪、

第1日用に6～10グラムの多価不飽和脂肪、

第2～第5日用に3～5グラムの多価不飽和脂肪、

第1日用に12g未満の飽和脂肪、

第2～第5日用に6グラム未満の飽和脂肪、および

第2～第5日用に1日当たり12～25グラムのグリセロール

を含めることを特徴とする方法。

【請求項2】

請求項1に記載の方法において、前記食事制限パッケージが、第2の期間に前記対象に第2の食事制限を施すための第2のセットを更に含み、前記第2の食事制限が、前記第1の食事制限後の25～26日間、対象の通常のカロリー消費量の10パーセント以内にある総カロリー消費量を提供することを特徴とする方法。

【請求項3】

請求項1に記載の方法において、前記第1の食事制限および前記第2の食事制限の組み合わせが、前記対象の通常のカロリー摂取量の10パーセント以内のカロリーの総数を前記対象に提供することを特徴とする方法。

【請求項4】

請求項1に記載の方法において、前記第1の食事制限が、終日の食物纖維の一日推奨量の少なくとも50%を含むことを特徴とする方法。

【請求項5】

請求項1に記載の方法において、前記対象が、体重減少を必要とすることを特徴とする方法。

【請求項6】

請求項1に記載の方法において、前記対象が、組織再生を必要とすることを特徴とする方法。

【請求項7】

請求項1に記載の方法において、IGF-Iのレベルが減少し、IGFBP1のレベルが増加することを特徴とする方法。

【請求項8】

請求項1に記載の方法において、癌の危険性または症状が低下することを特徴とする方法。

【請求項9】

請求項1に記載の方法において、炎症疾患の危険性または症状が低下することを特徴と

する方法。

【請求項 1 0】

請求項 9 に記載の方法において、皮膚炎の危険性または症状が低下することを特徴とする方法。

【請求項 1 1】

請求項 1 に記載の方法において、骨密度の損失の危険性または症状が低下することを特徴とする方法。

【請求項 1 2】

請求項 1 に記載の方法において、肝障害の危険性または症状が低下することを特徴とする方法。

【請求項 1 3】

請求項 1 に記載の方法において、前記対象が、幹細胞、前駆細胞、または胚様幹細胞再生を必要とすることを特徴とする方法。

【請求項 1 4】

請求項 1 に記載の方法において、前記対象が、若く健康な哺乳動物／ヒトにおいて観察されるものと類似する W B C 再生および／またはバランスのとれたリンパ／骨髓比を必要とすることを特徴とする方法。

【請求項 1 5】

請求項 1 に記載の方法において、免疫制御、免疫不全、および免疫抑制の危険性または症状が低下することを特徴とする方法。

【請求項 1 6】

請求項 1 に記載の方法において、前記対象が、若いおよび高齢の哺乳動物の両方における短期記憶、長期記憶、および運動協調性に共に関係する神経発生および認知機能の改善を必要とすることを特徴とする方法。

【請求項 1 7】

請求項 1 に記載の方法において、前記対象が、認知低下の逆転を必要とすることを特徴とする方法。

【請求項 1 8】

対象の G H R 、 I G F - I 、 I G F - I R 、または P K A の少なくとも 1 つを阻害する成分を含むことを特徴とする製剤。

【請求項 1 9】

請求項 1 8 に記載の製剤において、前記対象が、幹細胞、前駆細胞、および胚様幹細胞再生を必要とすることを特徴とする製剤。

【請求項 2 0】

請求項 1 8 に記載の製剤において、前記対象が、W B C 再生およびバランスのとれたリンパ／骨髓比を必要とすることを特徴とする製剤。

【請求項 2 1】

請求項 1 8 に記載の製剤において、前記対象が、免疫制御、免疫不全、および免疫抑制の逆転を必要とすることを特徴とする製剤。

【請求項 2 2】

請求項 1 8 に記載の製剤において、前記対象が、若いおよび高齢の哺乳動物の両方における短期記憶、長期記憶、および運動協調性に共に関係する神経発生および認知機能の改善を必要とすることを特徴とする製剤。

【請求項 2 3】

請求項 1 8 に記載の製剤において、前記対象が、認知低下の逆転を必要としていることを特徴とする製剤。

【請求項 2 4】

請求項 1 8 に記載の製剤において、癌の危険性または症状が低下することを特徴とする製剤。

【請求項 2 5】

請求項 1 8 に記載の製剤において、炎症疾患の危険性または症状が低下することを特徴とする製剤。

【請求項 2 6】

請求項 2 5 に記載の製剤において、皮膚炎の危険性または症状が低下することを特徴とする製剤。

【請求項 2 7】

請求項 1 8 に記載の製剤において、骨密度の損失の危険性または症状が低下することを特徴とする製剤。

【請求項 2 8】

請求項 2 7 に記載の製剤において、肝障害の危険性または症状が低下することを特徴とする製剤。

【請求項 2 9】

請求項 1 8 に記載の製剤において、前記対象の G H R 、 I G F - I 、 I G F - I R 、 または P K A の少なくとも 1 つを阻害するための、小さな薬剤、アンタゴニスト、阻害性 R N A もしくは D N A 、または抗体を含むことを特徴とする製剤。

【請求項 3 0】

請求項 1 8 に記載の製剤において、前記対象の G H R 、 I G F - I 、 I G F - I R 、 または P K A の少なくとも 1 つを阻害するための、 G H / I G F - 1 軸阻害性組成物を含むことを特徴とする製剤。

【請求項 3 1】

請求項 3 0 に記載の製剤において、前記 G H / I G F - 1 軸阻害性組成物が、成長ホルモン受容体アンタゴニストまたは I G F - I 受容体アンタゴニストまたは G H 放出ホルモン(G H R H)受容体アンタゴニストを含むことを特徴とする製剤。

【請求項 3 2】

対象に第 1 の期間に施されることになっている第 1 の食事制限のための食料の第 1 のセットを含む食事制限パッケージであって、前記第 1 の食事制限が、第 1 日に対象 1 ポンド当たり 4 . 5 ~ 7 キロカロリーおよび前記第 1 の食事制限の第 2 ~ 第 5 日に 1 日当たり対象 1 ポンド当たり 3 ~ 5 キロカロリーを提供し、前記食事制限パッケージが、

第 1 日用に 3 0 g 未満の糖、

第 2 ~ 第 5 日用に 2 0 g 未満の糖、

第 1 日用に 2 8 g 未満のタンパク質、

第 2 ~ 第 5 日用に 1 8 g 未満のタンパク質、

第 1 日用に 2 0 ~ 3 0 グラムの一価不飽和脂肪、

第 2 ~ 第 5 日用に 1 0 ~ 1 5 グラムの一価不飽和脂肪、

第 1 日用に 6 ~ 1 0 グラムの多価不飽和脂肪、

第 2 ~ 第 5 日用に 3 ~ 5 グラムの多価不飽和脂肪、

第 1 日用に 1 2 g 未満の飽和脂肪、

第 2 ~ 第 5 日用に 6 グラム未満の飽和脂肪、および

第 2 ~ 第 5 日用に 1 日当たり 1 2 ~ 2 5 グラムのグリセロール

を含むことを特徴とする食事制限パッケージ。

【請求項 3 3】

請求項 3 2 に記載の食事制限パッケージにおいて、第 2 の期間に前記対象に施されることになっている第 2 の食事制限のための食料の第 2 のセットをさらに含み、前記第 2 の食事制限が、前記第 1 の食事制限後の 2 5 ~ 2 6 日間、対象の通常のカロリー消費量の 1 0 パーセント以内にある総カロリー消費量を提供することを特徴とする食事制限パッケージ。

【請求項 3 4】

アルツハイマー病の症状を軽減するための第 1 の期間にアミノ酸特異的な食事制限を施すための製剤の製造におけるアミノ酸特異的食事制限パッケージの使用において、前記アミノ酸特異的な食事制限パッケージが、窒素の供給源として 1 つ以上の以下のアミノ酸；

アラニン、アスパラギン酸、システイン、グルタミン酸、グリシン、ヒスチジン、プロリン、セリン、およびチロシンを含むが、イソロイシン、ロイシン、リシン、メチオニン、フェニルアラニン、トレオニン、トリプトファン、バリン、およびアルギニンが対象の食事制限の全重量の5%未満である量で一緒に存在するように、イソロイシン、ロイシン、リシン、メチオニン、フェニルアラニン、トレオニン、トリプトファン、バリン、およびアルギニンが実質的に除外されていることを特徴とする使用。

【請求項35】

請求項34に記載の使用において、イソロイシン、ロイシン、リシン、メチオニン、フェニルアラニン、トレオニン、トリプトファン、バリン、およびアルギニンが、対象の食事制限の全重量の3%未満である量で一緒に存在することを特徴とする使用。

【請求項36】

請求項34に記載の使用において、前記第1の期間が、約5日～14であることを特徴とする使用。